こし90歳・岩室村で卒寿をむかえる方は27名

※（　）内は世帯主

■金池
本間スヱ（栄治郎）

■石瀬
渡邉ツネ（貞一）
有坂トキ（富二郎）

■岩室
林　忠治（本人）

■極楽
三富三貞（本人）

■久保田
鷲澤　實（本人）

■北野
樋口チイ（重太郎）

■夏井
遠藤キセ（雄）

■西中
山田スイ（勝）

■湯上
藤田トイ（忠平）

■横曽根
菅井ヨキ（本人）

■西船越
小林三勇治（本人）

■新谷
内山秀松（本人）

■高畑
阿部ノイ（幸平）
岡島サキ（茂雄）

■間瀬一区
二瓶ハル（本人）

■間瀬二区
若林嘉栄（民子）
石塚トワ（安善）

■間瀬三区
田中要之助（本人）

■間瀬四区
田中義雄（本人）

■間瀬七区
田中テル（スイ）

■和納二区
佐藤仁太郎（本人）

■和納四区
中原　節（謙吉）

■和納七区
佐藤はるみ（昭一）
伊藤熊太郎（本人）

■和納八区
山崎徳一（本人）

■和納十二区
大平仲市（本人）

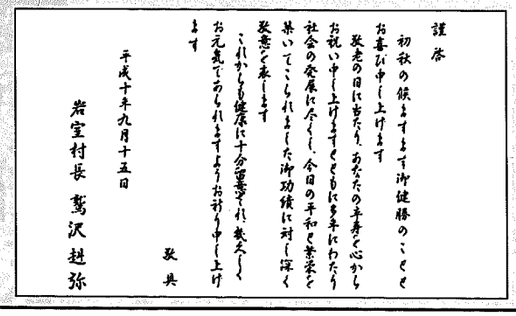

水漏れは、早い発見・早い修理

◤皆さんの家庭は大丈夫ですか？◢

漏水は、大切な水を無駄にするばかりでなく、ご家庭での水道料金負担も大きくなります。
わずかな漏水でも、そのままにしておかないで、すぐに修理するようにしましょう。

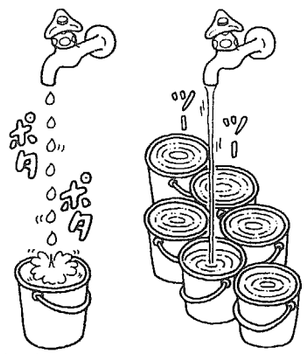

蛇口からの
ポタポタは
1カ月1㎥のムダ

蛇口からの
ツーツーは
1カ月6㎥のムダ

水洗便所の
チョロチョロは
1カ月20～40㎥のムダ

※じゃ口から漏水は

じゃ口からの漏水は、ほとんどの場合がコマやパッキンを取り替えるだけで直ります。

※水洗便所などの漏水は

便器の中をいつも水が流れているときは漏水です。すぐに修理するようにしましょう。

※水道メーターで知る

家中のじゃ口を全部閉めてから、水道メータを見てください。星形をしたパイロットマークか1リットル針が動いていたら、どこかで漏水をしています。

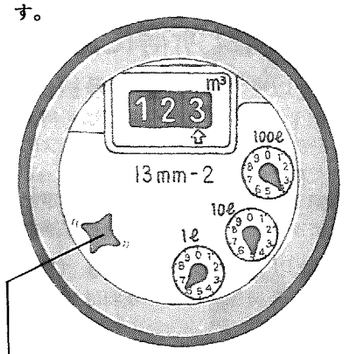

パイロットマーク（銀・赤色）
直読式水道メーター

みなさんのご家庭で、水を特別にたくさん使用していないのに、検針の結果、使用水量が異常に多かったり、料金が高かったりする場合は、どこかで漏水していることがあります。一度、漏水かどうかを調べてみてください。

岩室村指定給水装置工事事業者

企業課 ☎82-3105

新たに岩室村指定給水装置工事業者として、平成10年8月31日から、㈲霜鳥設備、エヌエス工業㈱、9月17日から㈱梨本組、9月22日からフジタ管工、㈲丸英の計5社を指定しました。

事業者名	代表者名	住　所
㈲霜鳥設備	霜鳥今蔵	新潟県西蒲原郡吉田町下町11番1号
エヌエス工業㈱	野澤重幸	新潟県西蒲原郡巻町大字巻甲1424番地3
㈱梨本組	梨本　修	新潟県西蒲原郡巻町大字漆山2937番地2
㈲丸英	丸山浩二	新潟県燕市蔵関字江東198番地4
フジタ管工	藤田春治	巻町大字巻甲26番地9

マンスリー農政
農林水産課☎82-5720

標準小作料改訂のお知らせ

（旧）38,000円
〈水田10アール当〉
（新）34,000円

農業委員会では、農地の賃貸借による小作料契約の目安として、小作料の標準額（標準小作料）を設定しています。前回（H8）の改定後、米価の値下げ傾向や、年々増加する一方の減反率等のきびしい農業情勢を反映して、左記のとおり改訂し、平成10年の支払い小作料から適用されます。●なお、当事者協議の結果、小作料を変更した場合は、農業委員会へお届けください●詳細は農業委員会（☎82-5719）へ

農業者年金は、早く加入するほど有利です。

年金額は保険料を納めた月数で決まります

35歳未満は保険料が3割も安くなります

●35歳未満の加入者は、[illegible]の保険料（特定保険料）となります。
●若いうちに加入するほど、割引保険料の利用期間が長くなります。

		平成9年	平成10年
普通納付の保険料（月額）	通常保険料	16,450円	19,260円
	特定保険料	13,100円	13,750円

●農業者年金の年金額は、保険料を納付した月数に比例した額となりますので、加入期間が長いほど年金額は多くなります。（単位：万円）

加入年齢	支払保険料総額	受取年金総額
20歳加入	2,160	10,565
30歳加入	1,960	7,924
40歳加入	1,584	5,282

注）①昭和51年度生まれの場合
②保険料は、60歳になるまで納付
③年金額は、加算付経営移譲年金を65歳から80歳まで受け取った場合
④保険料、年金額（H7年度価格）とも年率2％の物価上昇、年率4％（5年ごとに計算）の所得上昇を前提に試算

途中で会社に勤めても農業者年金は受けられます

●いったん農業者年金に加入した後会社勤めをしても、会社勤務の期間のうち5年（農業に従事していることが必要）までは、年金をもらうために必要な資格期間（20年）に含めることができます。

《転作くんのひとりごと》

～『作る自由、売る自由』から生まれる誤解～

稲刈りもほぼ終わり、あとは一部の直播栽培を残すだけとなった。農家の皆さんは、ほっと一息といったところだろう。この収穫期を迎えるまでには、大変な苦労があったはずだ。育苗に始まり、水・肥培管理、病害虫防除等、良質米生産のため昼夜を問わず、目くばり、気くばりをしなければならない。本当に農家の方には頭が下がる。今年は異常とも思われる気候が続き、特に8月の大雨は収穫直前の記録的な水害となり、爪あとは深く、被害を受けた方は、身を切られるような思いであっただろう。そのことを思うと被災地を見るに忍びない思いがする。ところで、今年度の生産調整はご存じのとおり100%達成できなかった。しかし、転作地を利用し水稲以外で収入を得る自信をつけた生産者も少なくない。『自分の米はうまいから売れるんだ』と豪語する人がいるが、米の味を評価するのは消費者であるということを忘れてはいけない。自信を持つことは良いことだが、過剰評価はどうかと思う。また新食糧法に移行してから、生産調整の推進に支障をきたしている原因のひとつが、「作る自由、売る自由」なるフレーズである。大変誤解しやすいことばではあるが、本来「自由になる」ということは"権利"を主張するだけではなく、同時に"義務"も生じていることを、もっと考えていただきたい。現在の農業において、生産調整はゴールではなく、需給調整のスタートであるということを前提に、秋の夜長、虫たちの音色に耳を傾けながら、未来の農業について考えてみてはいかがでしょうか。